

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

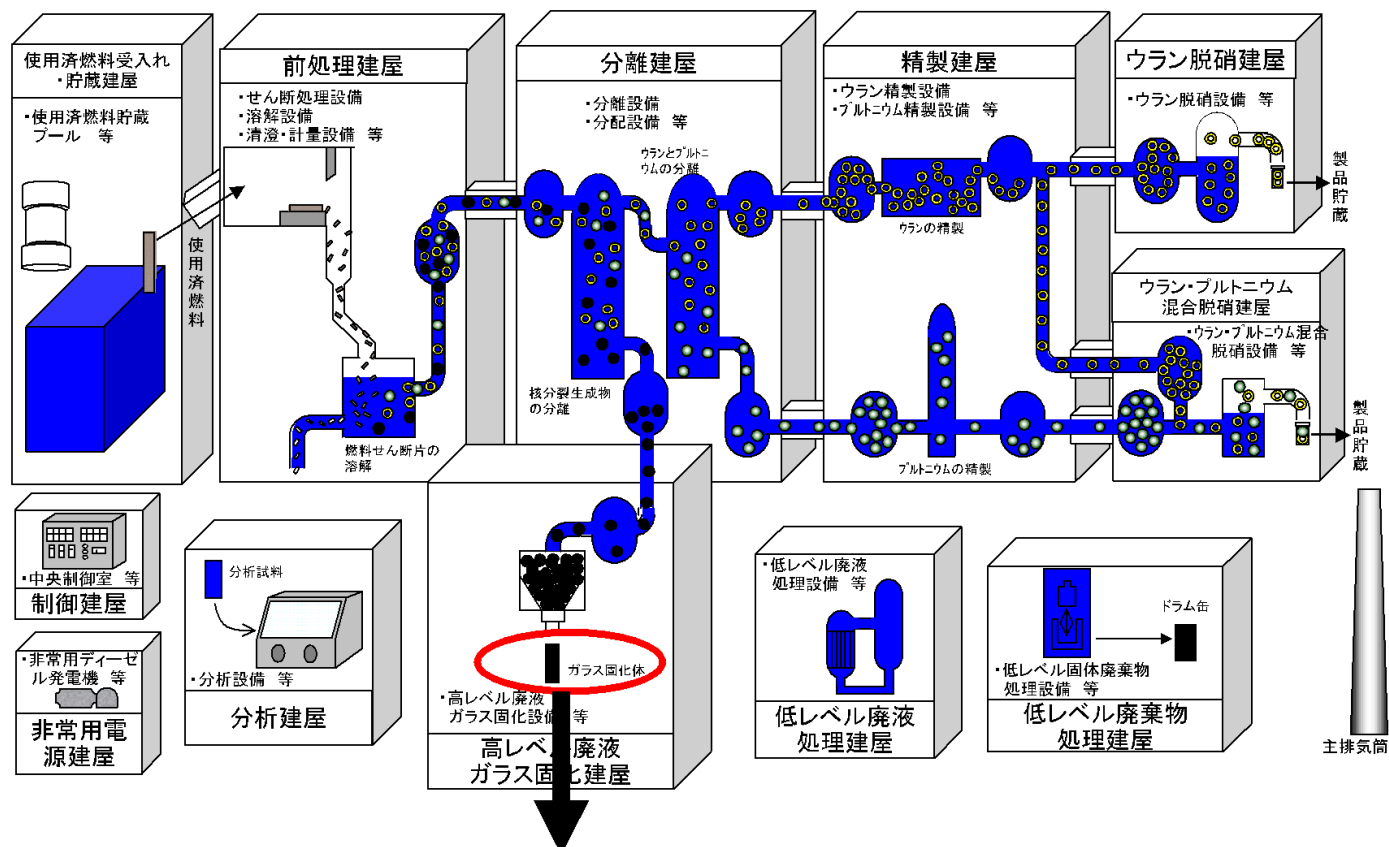
事象分類別（C. 機器動作不良）

3-67. 汚染防止カバー着脱装置の動作不良

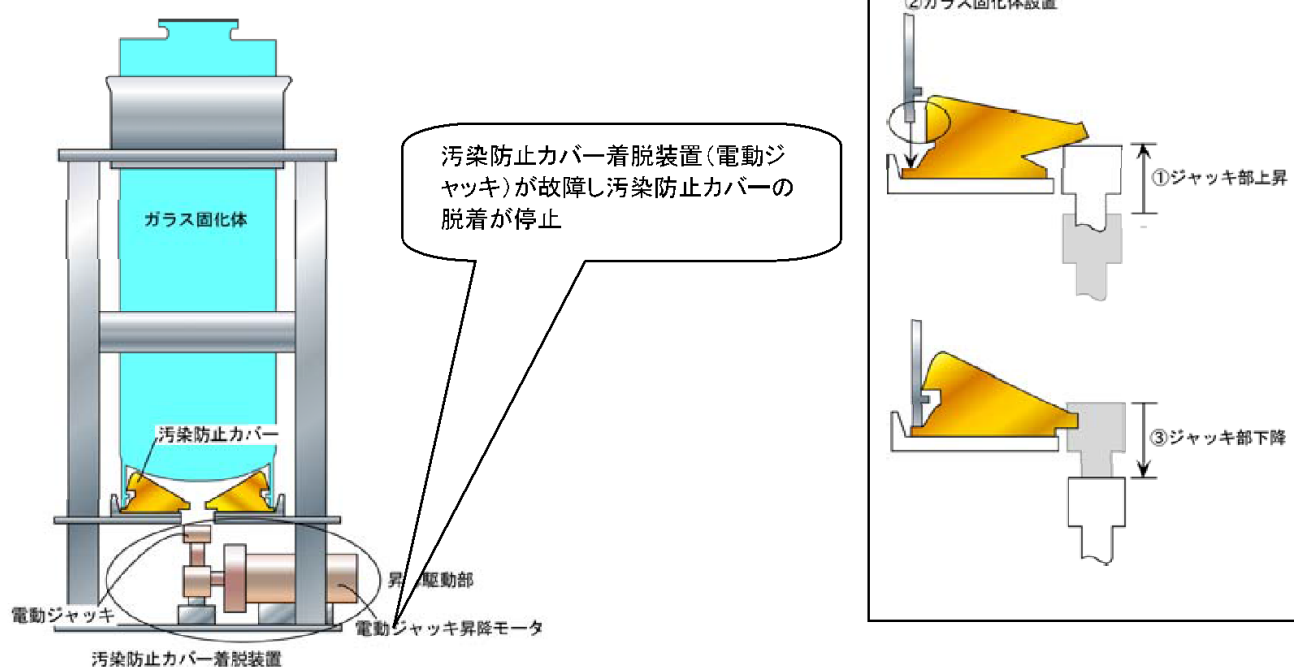
事象の概要																		
(1)発生場所：機器	高レベル廃液ガラス固化建屋：汚染防止カバー着脱装置																	
(2)設備の概要	ガラス固化体底部の汚染低減のため、汚染防止カバーを電動ジャッキの昇降動作によりガラス固化体底部へ着脱する装置。																	
(3)発生の状況	設備の運転中																	
(4)概要	汚染防止カバー着脱装置（電動ジャッキ）の動作不良により正常な動作が出来なくなり、停止。 ＊他の建屋も含め同種の機器においても、同様な事象の発生が予想される。																	
(5)原因	偶発的な電動ジャッキの故障による汚染防止カバー着脱装置の動作不良。																	
事象による影響																		
(1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する建屋換気設備が稼働している建屋内での事象であり、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。																	
(2)安全性への影響	安全上の問題は生じない。 汚染防止カバー着脱装置の動作不良により当該機器の運転が停止し、ガラス固化体は速やかに安全な場所に移動することが出来るため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。																	
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 復旧作業は、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。																	
(4)他工程への影響	他工程への影響は生じない。 汚染防止カバー着脱装置は2 系統あり、1 系統が異常停止しても運転を継続出来るため他工程への影響は生じない。																	
対応の概要	1.汚染防止カバー着脱装置（電動ジャッキ）の故障により停止したことを確認する。 2.定められた作業手順に従い汚染防止カバー着脱装置（電動ジャッキ）の保守を行う。 3.作動確認を行い、定められた操作手順に従い運転を再開する。																	
公表区分	翌平日に公表（ホームページへ掲載）																	
連絡区分*	<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>						トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報															
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等													

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



ガラス固化体除染室



復旧方法

故障した部品の交換
により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転系統を切り替えて復旧

